4　この協定のいかなる規定も、いずれかの租税協定に基づくいずれか一方の締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。租税に係る課税措置に関し、この協定と当該租税協定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該租税協定が優先する。両締約国間の租税協定に関しては、この協定との抵触が存在するか否かについての協議には、当該租税協定における各締約国の権限のある当局を含めるものとする。

5　この協定のいかなる規定も、租税協定に従って一方の締約国が与える利益に対してこの協定の最恵国待遇の義務を適用することを義務付けるものではない。

第一・九条　一般的例外

1　次章（物品の貿易）、第三章（原産地規則）、第四章（税関手続）、第五章（衛生植物検疫に係る協力）、第六章（強制規格、任意規格及び適合性評価手続）、第七章（食料供給）、第八章（エネルギー及び鉱物資源）及び第十三章（電子商取引）の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　第九章（サービスの貿易）、第十章（電気通信サービス）、第十一章（金融サービス）、第十二章（自然人の移動）及び第十三章（電子商取引）の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

第一・十条　安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a)　締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b)　締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

(i)　核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置

(ii)　武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行われるその他の貨物及び原料の取引並びに軍事施設のため直接又は間接に行われるサービスの提供に関する措置

(iii)　戦時その他の国際関係における緊急時にとる措置

(c)　締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

第一・十一条　他の協定との関係

1　両締約国は、世界貿易機関設立協定及び両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認する。

2　この協定と世界貿易機関設立協定又は両締約国が締結しているその他の協定とが抵触する場合には、両締約国は、相互に満足すべき解決を得るために直ちに相互に協議する。

3　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定に組み込まれ、又はこの協定に規定される国際協定又はその規定が改正される場合には、両締約国は、この協定を改正する必要があるか否かについて協議する。

4　この協定は、物品、サービス又は者に対してこの協定の下で与えられる待遇よりも有利な待遇を与える両締約国間の国際法上の義務を免れさせるものと解してはならない。

5　この協定と通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定及び日本国とオーストラリアとの間の友好協力基本条約とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、この協定が優先する。

第一・十二条　実施取極

両締約国政府は、この協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極（以下「実施取極」という。）を締結する。

第一・十三条　合同委員会

1　両締約国は、この協定に基づき合同委員会を設置する。

2　合同委員会は、次のことを任務とする。

(a)　この協定の実施及び運用について検討及び監視を行うこと。

(b)　この協定の改正について検討し、及び両締約国に勧告すること。

(c)　この協定に基づいて設置される全ての小委員会の作業を監督し、及び調整すること。

(d)　必要な決定（この協定の関連規定に基づき合同委員会に付託されたものを含む。）を採択すること。

(e)　両締約国が合意するその他の任務を遂行すること。

3　(a)　合同委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

(b)　合同委員会は、小委員会を設置し、自己の任務の遂行を委任することができる。

4　合同委員会は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、毎年一回、日本国及びオーストラリアにおいて交互に会合する。

第一・十四条　両締約国間の連絡

各締約国は、この協定に関する全ての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、連絡部局を指定する。

第二章　物品の貿易

第一節　一般規則

第二・一条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「農業協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ農業に関する協定をいう。

(b)　「輸入許可手続に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ輸入許可手続に関する協定をいう。

(c)　「セーフガード協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａセーフガードに関する協定をいう。

(d)　「二国間セーフガード措置」とは、第二・十三条1に規定する二国間セーフガード措置をいう。

(e)　「物品の課税価額」とは、従価による関税の賦課のための輸入物品の価額をいう。

(f)　「国内産業」とは、締約国内で活動する同種の若しくは直接に競合する産品の生産者の全体又は当該生産者のうち当該産品の生産高の合計が当該産品の国内総生産高の相当な部分を占めている生産者をいう。

(g)　「輸出補助金」とは、補助金及び相殺措置に関する協定第三条1(a)に規定する輸出補助金又は農業協定第九条1(a)から(f)までに掲げる輸出補助金をいう。

(h)　「輸入許可手続」とは、輸入許可制度を実施するために用いられる行政上の手続であって、輸入締約国への輸入に先立ち関係行政機関に対して申請書その他の書類（通関用のものを除く。）を提出することを要求するものをいう。

(i)　「暫定的な二国間セーフガード措置」とは、第二・十七条1に規定する暫定的な二国間セーフガード措置をいう。

(j)　「重大な損害」とは、国内産業の状態の著しい全般的な悪化をいう。

(k)　「重大な損害のおそれ」とは、事実に基づき、明らかに差し迫った重大な損害と認められるものをいい、申立て、推測又は希薄な可能性にのみ基づくものを含まない。

(l)　「経過期間」とは、特定の原産品に関し、この協定の効力発生の日から当該日の後八年が経過するまでの期間又は当該日から附属書一（第二・四条（関税の撤廃又は引下げ）の規定に関する表）の規定に従って行う当該原産品についての関税の撤廃若しくは引下げが完了した日の後五年が経過するまでの期間のうち、いずれか長い期間をいう。